

OZU DISCOVERY CORNER

国際交流員マシュー・サイバートと大津町の人々との交流を通して、いろいろな町の魅力を発見していくコーナーです！今回は、日本文化の一つであり大津町で盛んに行われている剣道の魅力を体験レポート。大津町剣道連盟の龍成館の練習に突撃取材しました。

vol.08 Kendo

～大津町剣道連盟～

「大津少年剣道クラブ」、「大津南少年剣道クラブ」、「龍成館」の3団体で構成され、幼稚園・保育園から小学6年生まで約70人が加入し、日々厳しい鍛練を積んでいます。



1礼から始まる練習。剣道は心も鍛えます。2面打ちの練習。緊張で肩に力が入りすぎました。3最後は先生と一騎打ち。声では負けられないように必死に挑みます。

ひとこと質問コーナー



右手右足を前にする構えには何か理由がありますか？

剣道には知識より感覚で動く右脳を使うことが重要です。右脳がつかさどる左手左足が軸になるこの構えをすることで、より素早い動きができるんです。



大津町剣道連盟 指導者 姫井成之さん

武道体験は初めてで、皆さんの集中力を見て感動しました。指導していただいた先生、一緒に参加させていただいた生徒さん、ありがとうございました！礼儀作法などいろいろなることを勉強できて良かったです。ぜひもう一度、リベンジしたいです！



輝く人権

●問い合わせ

役場人権推進課 人権推進係
☎096(293)7920

今回は、菊池郡市内の企業で同和問題に対して正しく理解するために設立された「菊池郡市同和問題に取り組む企業連絡協議会」についてお伝えします。

■「菊池郡市同和問題に取り組む企業連絡協議会」とは

菊池地域2市2町の加盟企業で形成される協議会であり、企業の社会的責任として同和問題の解決を目指し、菊池地域の行政と連携しながら差別のない明るい職場や社会づくりに寄与することを目的に1998年に発足。部落差別をなくすことを目的とした地域の企業の集まりによる県内唯一の協議会で、現在199社の加盟企業により豊かで平和な社会が実現できるような企業づくりに取り組んでいます。

■研修会開催

2月27日に町生涯学習センター文化ホールで研修会を開催しました。講師に小国町社会福祉協議会サポートセンター 悠愛の室原正孝さんをお招きして「今日までそして明日から」と題して

講演がありました。

○障害者差別解消法について

2016年4月に施行されたこの法律では不当な差別的取り扱いを禁止し、「合理的配慮の提供」を求め、障害のある人もない人も共に安心して暮らせる社会を目指しています。単に障害者を雇用するだけでなく、事業特性に合わせて環境を整備し、サポートする仕組みが重要です。

○部落差別解消推進法について

2016年12月に施行されたこの法は「部落差別」という言葉を初めて法律の中に記し、現在でも存在し、解消することが重要な課題とされています。結婚が身元調査により破談になったり、インターネット上にデマや偏見、誹謗中傷する書き込みがあったりなどの部落差別が起きています。こういった事が起きないようにするためには「本当のことを知る」ことが大切です。本当のことを知ることを人任せにして、自分で気付こうとしないから思い込みや偏見が生まれ、それが差別に繋がることがあります。

■今後の取り組み

人権が尊重される社会の実現のためには、正しい知識と確かな理解を深めること、今後もこのような研修を継続し、人権感覚を身に付けることが重要です。



きらめく男女

●問い合わせ

役場人権推進課 男女共同参画推進係
☎096(293)7920



大津町男女共同参画審議会 委員 野田アツ子さん

私は毎月決まった日の午後、友人2人と30分程歩いた井手沿いの和風のお宅の門をたたき、季節折々の草花や木々の移ろいを楽しみながら、手入れの行き届いた庭を抜け、入口の戸を開ける。今時分だと奥の座敷に炬が切られ、かすかに炭の匂いが流れてくる。炉辺に茶の道具を運び、居住まいを整え、湯を汲みお茶を点て、先客に供し自分でもいただく。稽古に来た小学生の男の子が点ててくれることもある。季節が変わり、茶室の炬が風炉に変わった頃、先生からふと町の福祉まつりに茶席はどうですか、との提案があり、早速、審議会に持ち帰り検討した。茶道の精神「和敬清寂」、和を尊び互いの個性を尊重しあう理念は男女共同参画の視点と共通すると、平成26年度から祭り会場に「野点」の席をボラン

ティアで設けた。テントは茶席専用で福祉まつりをイメージして謝茶の短冊「茶杓の名は和の友」など秋最中の祭りに寄り添うよう茶事は進められる。大津銘菓の銅銭糖は抹茶のお供に振る舞われ、高校生ボランティアの献身的な協力もあり大盛況、まつり全体に花を添えることができた。審議会活動の一つに、中学生朝の読み聞かせがあり、毎回ボランティアとして参加している。短時間だがみんな集中して静かに耳を傾け、うれしいことと感想をくれる。ある生徒から「男だから、女だからというのとは違ってみればオカシイ！でもどこかでそんな偏見を持っている自分がある。これからは男と女が互いに協力して生きていけるよう自分からまず変えていきたいと思った」。聞き取る力の確さに感動した私は、次はもっとたくさんのお話を持って参加したいと強く思った。私は、お茶会や読み聞かせなど審議会の活動を通して、幼稚園児からご年配の人まで楽しんで男女共同参画が学べ、誰もが美しい日本文化「和の心」を持ち続けながら互いを認め、この町でみんなが安心して暮らせるよう今後も少しずつ頑張りたい。



学校での取り組みなどをご紹介 毎月14日は大津町教育の日

●問い合わせ 役場学校教育課 学務係 ☎096(293)3349

「大津町奨学資金」貸付制度

経済的な理由で修学が困難な人を対象に「大津町奨学資金」貸付制度があります。

- 申請資格 以下の①～⑤全てを満たす人
 - ①学校教育法で定める高等学校・中等教育学校(後期課程に限る)・高等専門学校・大学・専修学校(高等課程および専門課程)に在学し、勉学に意欲があること。
 - ②奨学生の保護者が大津町民であること。
 - ③学資の支弁が困難であること(所得制限有)。
 - ④日本学生支援機構その他別に定める法人から現に奨学資金に相当する学資の貸付けを受けていないこと。
 - ⑤貸し付けた奨学資金の返還が確実だと認められること。
- 貸付金額

- 貸付期間 貸付を開始した月から、在学する学校を卒業するまでの期間。
- 返還期間 卒業後6カ月を経過した月から貸付期間の2倍の期間まで。
- 申請方法 以下の書類を役場学校教育課へ提出してください。
 - ・奨学生申請書
 - ・奨学生推薦書(在学している学校長が記入)
 - ・世帯全員の住民票
 - ・世帯全員の所得証明書(課税台帳記載事項証明書)
- 申請期限 4月26日(金)※やむを得ない事情(会社の倒産など)がある場合は随時受け付けます。

区分	金額(月額)	
高等学校などに在学する人	国公立	15,000円
	私立	25,000円
専門課程などに在学する人	国公立	15,000円
	私立	25,000円
大学に在学する人	国公立	20,000円
	私立	30,000円

各学校の取り組みを紹介 マイクロレポート

美咲野小

出前授業で実際に使われる投票箱で投票の疑似体験。選挙を身近に感じました。